

医療計画、二次医療圏の基準見直しに関する意見書

厚生労働省の医療計画の見直し等に関する検討会は、都道府県が作成する次期医療計画の作成指針について見直し案を示しました。この中で、二次医療圏の設定に当たって、人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院医療を一体の区域として提供できるか検討し、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合、設定の見直しを検討することになっています。

これを北海道に当てはめると、現在21ある二次医療圏が最大で11にまで減少することが懸念されています。

近く厚生労働省が定める医療計画作成指針にこの基準がそのまま盛り込まれると、根室、日高、宗谷、上川、空知など各地の地域医療や、これまで地域の中核的な医療機関として整備され、重要な広域機能を発揮してきた地域センター病院が崩壊しかねません。

そもそも人口規模20万人未満を基準に取り入れることは、多くの過疎地を抱える北海道の医療実態を無視したものであり、自然的社会的条件を無視するものと言えます。

よって、国におかれましては、医療計画作成指針について、検討会における見直し案に依拠することなく、人口基準を撤回し、これまでのように自然的社会的条件を十分考慮する中で、地域医療の確保を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月26日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣